

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴
教育委員会総務課(☎272785)

時 7月21日(火)午後2時30分開始
場 市役所本館5階職員研修室
定 7人(先着順)
申 当日午後2時から2時20分まで
に直接会場へ

国民年金保険料の免除申請・
納付猶予申請

年金医療課(☎272741)

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人を対象とした、保険料の免除・納付猶予制度があります。免除は申請者・配偶者・世帯主の、納付猶予は申請者と配偶者のそれぞれ前年の所得で審査されます。承認されると7月から翌年6月までの保険料の一部または全額が免除・納付猶予されます。免除・納付猶予を申請する年の所得を申告していない人は、免除などの審査ができません。

「今年度新たに免除や納付猶予を希望する人」または「前年度に全額免除または納付猶予の承認を受けているが継続希望していない人」、「失業特例で免除の承認を受けている人」、「一部免除の承認を受けていて引き

続き制度を利用する人」は申請してください。日本年金機構のHP(HP:ps://www.nenkin.go.jp/)から申請書をダウンロードし、郵送で申請することもできます。また、マイナポータルでの電子申請も可能です。免除・納付猶予は、申請月から過去2年1カ月まで遡って申請できます。免除・納付猶予された保険料を納めるには追納申請が必要です。追納する場合、該当年度を含め3年度を経過すると加算金が付くため早めの納付をお勧めします。免除・納付猶予された保険料を追納しない場合、通常に保険料を納付した時と比べ受け取る年金額は少なくなります。なお、免除などをしてから10年を経過した保険料は追納申請ができません。

問 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027123111719)

高齢者介護支援ボランティア
事業所向け説明会

地域包括支援センター(☎272745)

高齢者介護支援ボランティア事業は、市で指定された施設で活動を行うことで交付金と交換できるポイントが付与されます。ボランティアの受け入れを希望する事業所は説明会に参加してください。

時 8月28日(金)午後1時30分～2

介護に関する入的研修

介護保険課(☎272743)

人材が不足している介護分野へ多様な人材の参入を促進するため、介護に興味のある人などを対象とした介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ研修会を開催します。

※研修後、希望者には介護事業所就労へのマッチング支援も行います

時 8月9日(日)・11日(祝)・12日(水)・14日(金)の午前9時30分～午後4時(全4回)

場 市役所東館5階第4会議室

対 市内に在住または在勤・在学中、介護の仕事をしてみたい人または介護に興味のある人

定 25人(先着順)
無料

監査委員を紹介します

監査課(☎27-2784)



5月の市議会臨時会で同意を得て、6月28日付で金井哲夫さん(境女塚)が監査委員に就任しました。

7月9日(木)から26日(日)までに電話またはファクス・メールで介護保険課(☎21)4840、kaiigo@city.isesaki.lg.jp、または専用HPから申し込んでください

申 7月9日(木)から26日(日)までに電話またはファクス・メールで介護保険課(☎21)4840、kaiigo@city.isesaki.lg.jp、または専用HPから申し込んでください



柔道整復師(接骨院・整骨院)の
施術を受ける人へ

国民健康保険課(☎272737)

柔道整復師(接骨院・整骨院)の利用に関して国民健康保険適用範囲の誤解から、誤った受診が生じています。柔道整復師の施術には保険が使えない場合があり、その場合には保険適用とならず、全額自費診療となるため注意してください。

【保険が使えない場合】

- 疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 病状の改善がみられない長期の施術
- スポーツなどによる肉体疲労を改善するための施術
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷部位などを治療中の場合
- 仕事中や通勤途上で負傷し、労災保険が適用となる場合

【保険が使えない場合】

骨折(応急手当で以外は医師の同意が必要)や脱臼、打撲、捻挫、肉

永遠の世界平和を願って
平和展を開催します

行政課(☎27-2702)

広島・長崎に原子爆弾が投下されてから、本年で81回目の夏となります。核兵器の廃絶と平和への願いの運動が国内外で繰り広げられています。

平和推進の輪を世界各国へ広げ、真の恒久平和の実現を目指し、平和展を開催します。期間中は、平和な社会の実現を願い、原爆の被害などを紹介するポスターを展示するほか、啓発用品を配布します。

時 8月3日(月)から10日(月)までの午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日は除きます
※3日(月)は午後1時から、10日(月)は午後1時まで

場 市役所東館1階市民ホール

時30分

場 社会福祉協議会(上泉町)

対 居宅サービス事業所・地域密着型サービス事業所・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設

※居宅サービス事業所は訪問および福祉用具サービス事業所を除く
※地域密着型サービス事業所は訪問サービス事業所を除く

申 8月19日(水)まで
に電話で地域包括支援センターへ



社会を明るくする運動

社会福祉課(☎272748)

7月は「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。犯罪や非行の防止と、罪を犯し

離れなどと診断されて施術を受けた場合や、骨や筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしている場合は保険適用となります。

施術を受ける際は、次の点に注意してください。

- 負傷原因(いつ・どこで・何をし、どんな症状か)を柔道整復師に正確に伝えてください
- 療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認し、必ず本人が署名してください
- 領収書を必ず受け取って保管し、国民健康保険課から届く医療費通知で金額・日数を確認してください

施設が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けてください。また、施術内容について国民健康保険課から問い合わせる場合があります。回答に協力してください。

交通事故など第三者の行為が
原因の負傷で国民健康保険を
使う場合には届け出が必要です

国民健康保険課(☎272737)

交通事故など、第三者の行為によるけがや病気で医療機関を受診する際に、国民健康保険を使う場合は市診する前に、被害の状況などを電話

た人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くために、皆さんの協力をお願いします。

ひきこもり家族会を開催します

社会福祉課(☎276273)

テキストを使った勉強会や参加者同士で意見交換を行います。

時 7月22日(水)午後2時～4時
場 餅の郷(市民交流館)

対 ひきこもり当事者の家族
定 20人程度(先着順)
無料

申 7月8日(水)から21日(火)までに電話で社会福祉課または専用HPから申し込んでください



で国民健康保険課に伝えてください。※緊急の場合は、医療機関を受診した後に、早めに国民健康保険課に電話してください

高速バス(伊勢崎線の運行会社
とダイヤが変更になりました)

交通政策課(☎272734)

6月1日より、東京駅・バスタ新宿方面行き的高速バスの運行会社が群馬中央バス(株)(☎027126711331)に変更され、ダイヤの改正がありました。詳しくは運行会社に問い合わせてください。

※本市で利用できる公共交通機関は市HPを確認してください



消防ポンプ自動車などを公売

消防本部総務課(☎253511)

消防ポンプ自動車などを「KSI官公庁オークション」で公売します。参加申し込みなどはKSI官公庁オークションHP(HP:https://kankochi.co.jp)から受け付けます。

参加申込期間 7月17日(金)午後1時から8月4日(火)午後2時まで
入札期間 8月18日(火)午後1時から25日(火)午後1時まで

場 市消防本部
時 7月27日(月)午後1時～4時